

令和6年度西和賀町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集分野

(1) 農業分野

ア **西和賀の花弁「りんどう」の魅力在全国に発信しませんか？**

西和賀町で生産される花卉「りんどう」は、岩手県内で第3位の出荷量を誇り、町オリジナル品種の開発も行っています。

西和賀町の「りんどう」の魅力を感じ、様々な媒体での情報発信や農業体験イベントの企画など、西和賀町の「りんどう」を活用した地域おこしをしていただける方を募集します。

① 活動内容

地域の祭りやイベントなどに参加し、地域の方々と交流しながら西和賀町を体感していただきます。また、町内の花卉農家との交流や農作業体験を通じて西和賀町の農業や花卉に関する知識や技術を習得していただきます。

町の「りんどう」の魅力をSNS等の様々な媒体によりPRしていただくほか、農業イベントの企画運営、町やJAと連携し「りんどう」を活用した商品の検討、提案を行います。

② 年齢 不問

③ 性別 不問

④ 資格、経験 IT、SNSやカメラ等のスキルがある方

⑤ 募集人数 1名

⑥ 勤務地 特定非営利活動法人 西和賀農業振興センター（西和賀町沢内庁舎内）

⑦ 勤務条件等

- ・雇用形態 上記勤務地の職員

- ・任期

委嘱の日から最長3年まで

任期は業務、活動状況を勘案して1年ごとに2回まで更新が可能

- ・勤務日数、勤務時間及び休暇等

西和賀町農業振興センターの定めによる

⑧ その他

- ・住居費、光熱水費

個人負担が発生しないよう支給します。

(2) 建設分野

ア 精鋭が集う

「Western-Bulls (ウェスタンプルズ)」の隊員になろう！

雪国の中でも、とりわけ西和賀町のような豪雪地帯においては、除雪作業員は最も重要なエッセンシャルワーカーです。この地域では、道路の除雪なくして、あらゆる人々の暮らしが成り立ちません。

全国有数の豪雪地域である西和賀町の除雪作業員の技術は内外から高く評価されていますが、作業員の減少や高齢化により、こうした技術の継承が危ぶまれています。

本町で除雪作業員として働くことで、西和賀ならではのスキルを習得するとともに、除雪技術の継承者として、地域に大きく貢献していただきたいと願っています。

① 活動内容

- ・冬期間（12月～3月）の除雪機械のオペレーター業務
（オペレーター補助からスタート）
- ・夏場は道路維持作業や除雪機械の保守管理業務
- ・ほか、応相談

② 年齢 不問

③ 性別 不問

④ 資格、経験

- ・大型自動車免許
- ・大型特殊自動車免許
- ・車両系建設機械運転技能者

※上記免許、資格を持っていない方でも**応募可能**。免許、資格の取得に要する費用を助成する制度もあります。

⑤ 募集人数 5名

⑥ その他 任期終了後について

- ・11月～3月の5か月間は町の除雪作業員として継続雇用可
- ・4月～10月の7か月間は職種自由。町の道路維持作業員として通年雇用なども条件により可

⑦ 勤務地 西和賀町内



(3) 介護分野

ア **西和賀町の介護を支えながら、「介護福祉士」を目指しませんか**

西和賀町の高齢化率は 52%（令和 5 年 4 月 1 日現在）となっており、全国平均を大きく上回っています。

介護など支援を必要とされる方は多くいますが、その方々を介護する人材が不足している現状です。

町では、介護の担い手として活動し、「介護福祉士」の資格取得を目指す協力隊を募集します。

① 活動内容

西和賀町内の介護施設に勤務し、介護職員として実務を経験しながら、介護福祉士の取得に必要な各種研修等を受講して、3 年後には国家資格である「介護福祉士」の合格を目指します。

② 年齢 不問

③ 性別 不問

④ 資格、経験 不問

⑤ 募集人数 各施設 1 名

⑥ 勤務地

次の施設のいずれか

- ・社会福祉法人光寿会 特別養護老人ホーム光寿苑
- ・社会福祉法人やすらぎ会 特別養護老人ホームぶなの園
- ・医療法人尽心会 介護老人保健施設清水苑

⑦ 勤務条件等

- ・雇用形態

上記勤務地での正職員

- ・任期

委嘱の日から最長 3 年まで

任期は業務、活動状況を勘案して 1 年ごとに 2 回まで更新が可能

- ・勤務日数、勤務時間及び休暇等

各法人の定めによる

⑧ その他

- ・任期終了後

協力隊として活動した勤務先での雇用を想定しています。

- ・住居費、光熱水費

個人負担が発生しないよう支給します。

2. 採用条件(共通)

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 申込時点で、3大都市圏または地方都市等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、採用後に西和賀町に住民票を移し、居住できる方
- (2) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も西和賀町に定住する意欲をもっている方
- (3) 地域の活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- (4) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許を有している方又は普通自動車免許を取得する意思のある方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方（介護分野、農業分野は除く）

3. 勤務条件等（介護、農業分野は除く）

勤務場所	西和賀町内
雇用形態	西和賀町会計年度任用職員
任期	委嘱の日から最長3年まで 任期は業務、活動状況を勘案して1年ごとに2回まで更新が可能です。 協力隊員として相応しくないと判断したときは、雇用期間中であっても任用を取り消すことがあります。
勤務日数・勤務時間	(1) 勤務日 月曜日から金曜日までの5日間(土日祝日勤務が生じた場合は代休対応とします。) (2) 勤務時間 午前8時30分～午後5時00分、休憩1時間(1日7時間30分)(週5日、37時間30分) ※勤務時間や勤務日の変更を希望する方は相談ください。 (3) 休日 土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始及び夏季休暇 (4) 有給休暇は年10日取得可能 (5) 夏季休暇は4日(7月～9月の間で取得可能)
給与	月額 155,000円を予定 時間外手当、期末手当あり ※所定の勤務時間を下回った場合、その分の給与は減額となります。

待遇・福利 厚生	<p>(1) 有給休暇は、西和賀町会計年度任用職員の任用等に関する規則によります。</p> <p>(2) 共済等（共済組合、厚生年金、雇用保険）に加入します。</p> <p>(3) 有給休暇は年 10 日取得可能</p> <p>(4) 夏季休暇は 4 日（7 月～9 月の間で取得可能）</p> <p>(5) 住居は、町で用意します。（住宅料、光熱水費は町が負担します） ※なお、転居にかかる費用、家具などの日常生活用品は個人で用意していただきます。</p> <p>(6) 満室、設備補修等で住宅が使用できない場合、当面の間、町内の旅館に宿泊していただきます。（宿泊費は町が負担します）</p> <p>(7) 自分で住居を借りる、又は購入する場合、住居手当を支給します。</p> <p>(8) Uターン等で実家に住まわれる場合、住居手当はありません。</p>
その他	<p>(1) 使用車両（軽自動車）は、町で用意します。（活動に要する燃料代として、毎月 100 %分の燃料費を上限に町が負担します） ※活動内容に応じて軽トラックを貸与する場合があります。</p> <p>(2) 車両のリース料等は町が負担します。</p> <p>(3) 自家用車を業務で使用する場合、車両手当を支給します。</p> <p>(4) 備品（パソコン等）などは町等が使用している備品を貸与します。（持ち出し不可）そのほか、事業で必要となる備品等については、金額や用途に応じて相談の上用意します。</p> <p>(5) 協力隊期間中に購入した備品は、原則貸与となります。</p> <p>(6) 研修費や出張旅費、そのほか、活動上必要となる経費については、相談の上用意します。</p> <p>(7) 副業は業務時間外であれば可能とします。副業をするときは事前に相談して下さい。</p>

4. 応募手続等

- (1) 受付期間 令和 6 年 4 月 1 日(月)～令和 6 年 5 月 31 日(金) 必 着
- (2) 提出書類
履歴書（写真添付）住民票の抄本 西和賀町地域おこし協力隊応募用紙
- (3) 申し込み・お問い合わせ先

【農業分野】

〒029-5692

岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田 2 地割 81 番地 1

西和賀町役場沢内庁舎 農林課「地域おこし協力隊」担当

電話 0197-85-3415

0197-85-3410

F A X 0197-85-2119

E-mail: nourin@town.nishiwaga.lg.jp

【建設分野】

〒029-5512

岩手県和賀郡西和賀町川尻 40 地割 40 番地 71

西和賀町役場湯田庁舎 建設水道課「地域おこし協力隊」担当

電話 0197-82-3288

F A X 0197-82-3270

E-mail: kensetsu@town.nishiwaga.lg.jp

【介護分野】

〒029-5692

岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田 2 地割 81 番地 1

西和賀町役場沢内庁舎 健康福祉課「地域おこし協力隊」担当

電話 0197-85-3412

F A X 0197-85-2119

E-mail: kenkoufukushi@town.nishiwaga.lg.jp

5. 選考

(1) 第1次選考

書類審査とし合否を応募者全員に文書にて通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、西和賀町において面接試験を実施します。

詳細な日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

(3) 結果の報告

第2次選考に出席した全員に文書で通知します。

※応募にかかる経費（書類申請、面接に伴う経費等）は、すべて応募者の負担となります。

6. その他

応募に先立ち、担当課による現地説明等を行いますのでお問い合わせ下さい。